

# 平成15年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成15年分所得税の改正事項	1 ページ
II 平成15年の改正事項のうち、平成16年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
III 平成14年の改正事項のうち、平成15年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
平成15年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則
平成15年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第139号)附則
条約実施特例法	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

- この説明書は、平成15年5月1日現在の平成15年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)におたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。
- 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。  
国税庁ホームページ 【<http://www.nta.go.jp>】  
タックスアンサーホームページ 【<http://www.taxanser.nta.go.jp>】

## I 平成15年分所得税の改正事項

### 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正(措法41)

住宅の取得等をして住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその家屋をその者の居住の用に供しなくなったことにより当該控除を受けられなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合には、

- ① その家屋を居住の用に供しなくなる日までに一定の事項を記載した届出書を家屋の所在地を所轄する税務署長に提出すること
- ② 家屋に再居住したことにより、住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、再居住に関する証明書等を添付した確定申告書を提出すること など

一定の要件の下で、その住宅の取得等に係る住宅借入金等特別控除の適用年のうち、再び居住の用に供した年以後の各適用年について住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができることとされました。

ただし、再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各適用年について住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

この改正は、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋を平成15年4月1日以後に居住の用に供しないこととなった場合について適用されます(平成15年所法等改正法附則83)。

### 2 配当課税の見直し

#### (1) 株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税の廃止(旧措法8の5)

株式等に係る配当所得の35%の税率による源泉分離選択課税の特例は、平成15年3月31日をもって廃止されました。

#### (2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の創設(措法9の3、平成15年所法等改正法附則68)

平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等について、所得税の源泉徴収税率を15%(本則は20%)に軽減する特例が創設されました。

なお、平成15年4月1日以後5年間に支払を受ける当該一定の上場株式等の配当等に係る所得税の源泉徴収税率については、平成15年4月1日から同年12月31日までは10%、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは7%の税率を適用することとされました。

### (3) 確定申告を要しない配当所得の改正（措法8の5）

少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等については、1回に支払を受ける配当等の金額の適用上限額（これまでは1回に支払を受ける配当等の金額が5万円（配当等の計算期間が1年以上のものは、10万円））が廃止されました。

## 3 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正（旧措法41の14）

商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、次の措置が講じられるとともに、その適用期限を撤廃したうえ、先物取引に係る雑所得等の課税の特例に改組されました（措法41の14）。

(1) 適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に証券取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）をし、かつ、当該有価証券先物取引等の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該有価証券先物取引等による事業所得及び雑所得が加えられました。

(2) 平成15年1月1日以後の先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する所得税の税率が15%（これまでは20%）に引き下げられました。

ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等に係る差金等決済について適用されます（平成15年所法等改正法附則85）。

## 4 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の創設（措法41の15）

平成15年1月1日以後に先物取引に係る差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額からの繰越控除を認めることができることとされました。

ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等に係る差金等決済について適用されます（平成15年所法等改正法附則85）。

## 5 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の創設（措法28の2）

一定の中小企業者に該当する青色申告者が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間内に、取得価額が30万円未満の減価償却資産の取得等をして、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した場合には、その業務の用に供した年にその取得価額の全額を必要経費に算入することができることとされました。

## 6 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の創設（措法10の6）

事業を営む青色申告者が、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定の特定情報通信機器等の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した年（廃業した年を除きます。）については、①取得価額の50%相当額の特別償却を受けるか、②取得価額の10%相当額の特別税額控除（事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とします。）を受けるか、いずれか有利な方を選択できることとされました。

また、一定のリース情報通信機器等を物品賃貸業者からリース契約により賃借して事業の用に供した場合は（その年の年末まで事業の用に供している場合に限り）、その事業の用に供した年については、その費用の総額に60%を乗じて得た額の10%相当額の特別税額控除（事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とします。）を受けることができることとされました。

## 7 開発研究用設備の特別償却の創設（措法11の3）

事業を営む青色申告者が、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定の開発研究用設

備の取得等をして開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した年については、その開発研究用設備の取得価額の50%相当額の特別償却を受けることができることとされました。

## 8 その他の主な改正事項

### <事業所得等関係>

#### (減価償却等関係)

- (1) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の2）について、適用対象となるエネルギー需給構造改革推進設備が見直されました。
- (2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の4・旧措法10の3）について、事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法10の4）が統合されるとともに、適用対象者から中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等の構成員である中小企業者及び産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者が除外されたほか、特定旅館業者の対象設備が見直されたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (3) 特定設備等の特別償却（措法11）について、次の改正が行われました。
  - ① 公害防止用設備の特別償却について、対象設備及び取得価額要件が見直されたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年（家畜排せつ物処理・保管用施設については、平成16年10月31日まで1年7か月）延長されました。
  - ② 電線類地中化設備の特別償却について、対象区域が見直されたうえ、その適用期限が平成16年3月31日まで1年延長されました。
  - ③ 船舶等の特別償却について、船員訓練設備に係る特別償却率が6%（これまでは10%）に引き下げられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (4) 地震防災対策用資産の特別償却（措法11の2）について、対象地域が見直されるとともに、一定の地震防災対策強化地域の特別償却率が8%（これまでは9%）に引き下げられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (5) 事業革新設備の特別償却（措法11の4）

産業活力再生特別措置法の一部改正に伴い、改正前の産業活力再生特別措置法に係る税制措置が廃止されるとともに、改正後の産業活力再生特別措置法の事業革新設備を導入する旨の記載がある計画の認定事業者等が、改正後の同法の施行日から平成17年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した事業革新設備について、取得価額の24%（同法の事業再構築計画又は経営資源再活用計画の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については30%、同法の共同事業再編計画の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については40%）の特別償却が認められました。
- (6) 特定余暇利用施設の特別償却（措法11の5）について、特別償却率が、基本構想承認後5年超8年以内に取得等したものについては7%（これまでは5年超7年以内10%、7年超8年以内8%）に、基本構想承認後10年超12年以内に取得等したものについては5%（これまでは6%）に、それぞれ引き下げられました。
- (7) 特定電気通信設備等の特別償却（措法11の6）について、対象設備から不正アクセス対策用設備が除外されるとともに、電気通信利便性充実設備に係る特別償却率が6%（これまでは7%）に、一定の電気通信利便性充実設備に係る特別償却率が10%（これまでは12%）に、それぞれ引き下げられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (8) 商業施設等の特別償却（措法11の7）について、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (9) 製造過程管理高度化設備等の特別償却（措法11の8・旧措法11の3②）について、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正に伴い、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。

- (10) **再商品化設備等の特別償却**（措法11の9）について、対象設備に自動車破砕残さの再資源化施設が加えられたほか、基準取得価額が見直されました。
- (11) **特定地域における工業用機械等の特別償却**（措法12）について、次の改正が行われました。
- ① 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却について、機械装置に係る特別償却率が8%（これまでは9%）に、建物等に係る特別償却率が4%（これまでは5%）に、それぞれ引き下げられました。
  - ② 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、対象資産の取得価額の最低限度が2,500万円超（これまでは2,300万円超）に引き上げられたうえ、その適用期限が2年延長され半島振興法第2条第4項の規定による公示の日から19年間（これまでは17年間）とされました。
  - ③ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却について、次の見直しが行われました。
    - イ 離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置について、対象事業からソフトウェア業が除外されたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
    - ロ 水源地域に係る措置について、機械装置に係る特別償却率が11%（これまでは12%）に引き下げられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
  - ④ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、対象資産に地域特産物の消費の増進に資する事業の用に供する施設が加えられたうえ、その適用期限が2年延長され離島振興法第2条第2項の規定による公示の日から12年間（これまでは10年間）とされました。
- (12) **中小企業者の機械等の特別償却**（旧措法12の2）について、中小企業者が取得等をする機械及び装置を除外するとともに、**医療用機器等の特別償却**（措法12の2）と名称を改めた。また、対象設備から看護業務省力化機器が除外されるとともに、新たに医療の安全の確保に資する医療用機器等について、取得価額の20%の特別償却が認められたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (13) **特定医療用建物の割増償却等**（措法12の3）について、建替え病院用等建物の特別償却の対象資産に一定の有床診療所の療養病床が加えられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (14) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等**（措法13）について、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (15) **経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却**（措法13の2）について、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (16) **農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却**（措法13の3）について、割増償却の対象期間が拡充されたうえ、その適用期限（認定期限）が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (17) **優良賃貸住宅等の割増償却等**（措法14）について、次の改正が行われました。
- ① 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、既成市街地等内の既存建築物を一定の優良賃貸住宅に改良した場合には、その工事によって取得した建物等について、取得価額の10%相当額の特別償却が認められました。
  - ② 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却について、割増償却率が耐用年数35年以上のものについては50%（これまでは55%）、耐用年数35年未満のものについては36%（これまでは40%）に引き下げられたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
- (18) **特定再開発建築物等の割増償却**（措法14の2）について、次の改正が行われました。
- ① 対象となる特定再開発建築物等の範囲が見直されたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。
  - ② 対象となる特定再開発建築物等の範囲に、都市再生特別措置法の認定計画に基づいて行われる都市再生事業により整備される一定の建築物が加えられ、5年間50%の割増償却が認められました。
- (19) **鉱業用坑道等の特別償却**（旧措法16）について、所要の措置が講じられたうえ、平成15年3月31日で廃止されました。

⑳ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（措法18）について、対象となる支出金の範囲が見直されたうえ、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。

（準備金関係）

- ・ 特定災害防止準備金（措法20の2）について、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。

（その他）

- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除（措法10）について、次の改正が行われました。
  - ① 増加試験研究費の税額控除の適用期限が平成18年まで3年延長されました。
  - ② 試験研究費の総額に係る税額控除の創設  
増加試験研究費の税額控除との選択制とされたうえで、試験研究費の総額に対し次の税額控除率による税額控除が認められることとされました。  
ただし、事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされます。  
イ 税額控除率は、試験研究費の総額の平均売上金額（当年分を含む4年間の売上金額の平均額）に対する割合（以下「試験研究費割合」といいます。）に応じ、次のとおりとされました。
    - i 試験研究費割合が10%以上の場合 10%
    - ii 試験研究費割合が10%未満の場合  $8\% + \text{試験研究費割合} \times 0.2$  
ロ なお、平成18年までの時限措置として、上記イの税額控除率に2%を上乗せし、試験研究費割合に応じ、次のとおりとされました。
    - i 試験研究費割合が10%以上の場合 12%
    - ii 試験研究費割合が10%未満の場合  $10\% + \text{試験研究費割合} \times 0.2$
  - ③ 産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除の創設  
国の試験研究機関、大学等との共同試験研究等に係る試験研究費（以下「特別共同試験研究費」といいます。）の額がある場合には、特別共同試験研究費の額について上記②を適用するとともに、12%から上記②の税額控除率を控除した税額控除率による税額控除が認められることとされました。  
ただし、上記②の税額控除額と合計して、事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされます。  
なお、平成18年までの時限措置として、上記の税額控除率に3%を上乗せすることとされました。
  - ④ 中小企業技術基盤強化税制の拡充  
中小企業技術基盤強化税制について、上記①から③の税額控除の適用に代えて、試験研究費の総額の12%（現行6%（平成15年3月31日までは10%））相当額の税額控除を認めることとされました。  
ただし、事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされます。  
なお、平成18年までの時限措置として、上記の税額控除率に3%を上乗せし、税額控除率を15%とすることとされました。
  - ⑤ 税額控除限度超過額の繰越控除（1年）  
その年分の試験研究費の総額が前年分の試験研究費の総額を超える場合に、上記②から④の税額控除制度による控除をしても控除しきれない金額（以下「税額控除限度超過額」といいます。）があるときに、前年分の税額控除限度超過額の繰越控除が認められることとされました。  
ただし、当年分における上記②から④の税額控除額と合計して、事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされます。
  - ⑥ 適用対象となる試験研究費の範囲について、次の見直しが行われました。
    - イ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置及び食品流通構造改善促進法に係る措置が除外されました。ただし、平成15年3月31日までに支出したものについては、なお従前の例によることとされています（平成15年改正措令附則9）。
    - ロ 特別試験研究費の範囲から、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置が除外されました。ただし、平成15年12月31日までに支出したものについては、なお従前の例によることとされています（平成15年改正措令附則9）。

## ＜譲渡所得関係＞

- (1) 山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の2）について、適用期限が平成17年まで2年延長されました。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）の適用対象に、次の①及び②が加えられました。
  - ① 都市再生特別措置法の認定都市再生事業のうち一定の要件を満たすものの認定事業者に対する土地等の譲渡でその譲渡に係る土地等が認定事業の用に供されるもの
  - ② マンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡又は一定の要件を満たすマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡でその譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの
- (3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）の適用対象に、再開発会社が行う都市再開発法による市街地再開発事業が施行する再開発会社の株主又は社員のうち、当該事業の施行地区外に転出する者を除き土地等の明渡しに伴う損失補償金を取得する場合は加えられました。
- (4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（措法34の2）の適用対象に、マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により土地等がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づきマンション建替事業の施行者に買い取られる場合が加えられました。
- (5) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）について、次の措置が講じられました。
  - ① 特定民間再開発事業が都市再生特別措置法の認定を受けた都市再生事業として行われる場合には、その事業が特定民間再開発事業に該当する旨の認定及びその事業の施行区域外にやむを得ない事情により転出する旨の認定は、国土交通大臣が行うこととされました。
  - ② 特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域が加えられました。
- (6) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）について、次の措置が講じられました。
  - ① 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に上場株式等を譲渡したときは、その譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する所得税の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の7%に相当する金額とすることとされました。
  - ② 上記①の特例の創設に伴い、次の特例が廃止されました。
    - イ 長期所有上場特定株式等の100万円特別控除の特例（旧措法37の10）
    - ロ 長期所有上場株式等に係る暫定税率の特例（旧措法37の11）
- (7) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得計算等の特例（措法37の11の4）について、次の措置が講じられました。
  - ① 源泉徴収方式の改善（年間一括納付方式への変更）
    - イ 平成16年以後の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座をいいます。）における源泉徴収の方式について、譲渡等の都度、証券業者がその源泉徴収選択口座に係る年初からの通算所得金額の増減額の15%（平成19年までは7%）相当額の所得税の源泉徴収又は還付を行うとともに、年末において還付されずに残っている源泉徴収税額を原則として翌年の1月10日までに納付する方式に見直されました。
    - ロ 平成15年中の源泉徴収選択口座における源泉徴収の方式については、15%（同年4月以降は7%）の税率による源泉徴収並びに月ごとの納付及び還付の仕組みを維持したうえで、証券業者が源泉徴収選択口座においてその年中に源泉徴収をした所得税の合計額（還付をした金額を除きます。）のうちその源泉徴収選択口座に係る年間通算所得金額の7%相当額を超える部分の金額をその源泉徴収選択口座を開設した者に還付することとされました（平成15年所法等改正法附則79）。

- ② 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要  
源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書について、税務署長への提出が不要とされました（平成15年所法等改正法附則79）。
- (8) **特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例**（措法37の13、37の13の3）について、次の措置が講じられました。
- ① 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額（その株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とします。）を控除する特例が創設されました（措法37の13）。
- ② 特定中小会社の特定株式をその特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間が、その上場等の日以後3年以内（これまでは1年以内）に延長されました（措法37の13の3）。
- (9) **国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税**（措法40）について、次の措置が講じられました。
- ① 非課税承認申請書の提出期限が、贈与又は遺贈のあった日から4月以内（これまでは3月以内）に延長されました。
- ② 私立大学等を設置する学校法人の役員等（その親族等を含みます。）以外の者が、その学校法人に対し財産を贈与又は遺贈した場合で、その財産が学校法人の基本金に組み入れられる等の一定の要件を満たした場合は、措置法第40条第1項後段の非課税承認要件を満たすものとされました。

#### <その他>

- (1) **寄付金控除**（所法78、所令217）の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次の法人が加えられました。
- ① 一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人又は準学校法人
- ② 慢性疾患にかかっている児童が医療施設において療養を受けるためにその児童及びその世話をを行う家族を宿泊させることを目的とした施設の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人
- (2) 内国法人が国内において支払を受けるべき、芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に対する源泉徴収制度が廃止されました（所法5、7、174、177）。
- この改正は、内国法人が平成15年4月1日以後に支払を受けるべき報酬又は料金について適用されます（平成15年所法等改正法附則5）。
- (3) **同族会社等の行為又は計算の否認等**（所法157）の同族会社の判定について、自社株を有する場合の判定方法の見直しが行われました。
- (4) **償還差益等に係る分離課税等**（措法41の12）について、償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象となる短期公社債の範囲に、国有林野事業特別会計法又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定により発行される国債が加えられました。
- (5) **租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正**  
租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合には、一定の場合を除き、その情報提供のために国税庁、国税局又は税務署の職員がその要請において特定された者に対して質問検査を行うことができることとする規定（罰則等所要の規定を含みます。）が整備されました（条約実施特例法9、10、13）。

## II 平成15年の改正事項のうち、平成16年分の所得税から適用される主なもの

### (1) 配偶者特別控除の改正（所法83の2）

配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）に適用される部分が廃止されました（平成15年所法等改正法附則3）。

### (2) 投資信託課税の見直し（措法8の5、9の3、37の10）

公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。以下同じです。）の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成16年1月1日以後、現行の利子並み課税の対象から除外されたうえ、確定申告を要しない配当所得の特例（措法8の5）及び上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率等の特例（措法9の3）の対象とされました（平15年所法等改正法附則65、68）。

また、公募証券投資信託の償還又は一部解約により支払われる金額は、その公募証券投資信託について信託された金額のうちその受益証券に係る部分の金額までに限り、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされました（措法37の10、平成15年所法等改正法附則77）。

### (3) プログラム等準備金（旧措法20の2）

プログラム等準備金については、所要の措置が講じられたうえ、廃止されました（平成15年所法等改正法附則73）。

### (4) 技術等海外取引に係る所得の特別控除（旧措法21）

技術等海外取引に係る所得の特別控除については、所要の措置が講じられたうえ、廃止されました（平成15年所法等改正法附則74）。

## III 平成14年の改正事項のうち、平成15年分の所得税から適用される主なもの

- ・ プログラム等準備金（旧措法20の2、平成14年3月31日付法律第15号附則8）について、次の見直しが行われています。

なお、プログラム等準備金は、平成16年分で廃止されています（平成15年所法等改正法附則73）。

- (1) 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率が10%（これまでは13%）に引き下げられるとともに、積立限度額が年5億円（これまでは6億5,000万円）に引き下げられました。
- (2) 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用の積立てについて、積立率が、収入金額100億円以下の部分にあっては20%（これまでは23%）に、収入金額100億円超の部分にあっては10%（これまでは15%）にそれぞれ引き下げられました。
- (3) 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率が7%（これまでは9%）に引き下げられました。
- (4) データベースの構成に要する費用に係る積立率が収入金額100億円超の部分にあっては、6%（これまでは8%）に引き下げられました。

## 消費税が変わります！

項目	改正のあらまし	適用開始時期
総額表示の義務付け	課税事業者が取引の相手方である消費者に対して、取引（商品等の販売、役務の提供等）を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格を表示することが義務付けられます。	平成16年4月1日から適用
簡易課税制度の適用上限の引下げ	簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。	平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用
事業者免税点の引下げ	納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。	（平成17年分）

(注) この他に、中間申告の申告・納付回数等が改正されていますが、詳しくは最寄りの税務署（所得税担当）や税務相談室におたずねください。